

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後3か月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

なお、派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

【返戻金規定】

1か月未満で退職した場合	紹介手数料の 50%
3か月未満で退職した場合	紹介手数料の 20%

有料職業紹介事業許可番号/ 23-ユ-303290

愛知県豊橋市草間町字平東130番地 東和プラザ2-2

有限会社 Seisyou

代表取締役 星野 好洋